

佐賀県規則第 16 号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成 15 年佐賀県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(特定施設等) 第 4 条 略 2～4 略 5 条例第 2 条第 9 号イ(イ)の規則で定める項目（以下「生活環境項目」という。）は、次に掲げる項目とする。 (1)～(10) 略 (11) <u>大腸菌群数</u> (12) 略 別表第 3 （第 4 条、第 8 条関係） 汚水等に係る特定施設並びに排水及び地下浸透水に係る規制基準 1 略 2 規制基準 (1) 有害物質に係る規制基準			(特定施設等) 第 4 条 略 2～4 略 5 条例第 2 条第 9 号イ(イ)の規則で定める項目（以下「生活環境項目」という。）は、次に掲げる項目とする。 (1)～(10) 略 (11) <u>大腸菌数</u> (12) 略 別表第 3 （第 4 条、第 8 条関係） 汚水等に係る特定施設並びに排水及び地下浸透水に係る規制基準 1 略 2 規制基準 (1) 有害物質に係る規制基準		
有害物質	排水に係る規制基準	地下浸透水に係る規制基準	有害物質	排水に係る規制基準	地下浸透水に係る規制基準
略			略		
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム <u>0.5 ミリグラム</u>	1 リットルにつき六価クロム <u>0.04 ミリグラム未満</u>	六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム <u>0.2 ミリグラム</u>	1 リットルにつき六価クロム <u>0.01 ミリグラム未満</u>
略			略		

改正前		改正後	
備考 略 (2) 生活環境項目に係る規制基準		備考 略 (2) 生活環境項目に係る規制基準	
項目	規制基準	項目	規制基準
略		略	
大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	日間平均 3,000	大腸菌数（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均 800
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条及び別表第3第2項第2号の表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に設置されている特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を有する特定事業場の排水に係る六価クロム化合物についての規制基準は、この規則の施行日から6月間は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。